

町有財産売払い参加案内書

この案内書をよくお読みの上、内容を十分に把握して、参加して下さるよう
よろしくお願いします。

多度津町総務課管財契約係

1 売払いの方法

一般競争入札により行います。

なお、売却にあたっては、KSI 官公庁オークションの公有財産売却システム（以下、システムという。）を使用します。

2 一般競争入札に付す町有財産

（１）原動機付自転車A

■物件情報

□メーカー：ホンダ（スーパーカブ50プロ）

車体番号：AA04-3006641

型 式：JBH-AA04

走行距離：89,595km

排 気 量：49cc

サ イ ズ：1,900mm（全長）、1,050mm（全高）、720mm（全幅）

車両重量：106kg

■付属品

鍵1本

リアボックス（鍵2本）

■状態（令和7年7月8日時点）

エンジン：正常に作動しているが外観上傷や錆がある。

足 回 り：フロントフォーク及びリヤショック、ホイル、タイヤ、ブレーキ、スイングアーム、チェーン、スプロケットのいずれも作動は良好であるが、一部錆や傷が見られる。

灯 火 類：作動は良好であるが、錆や傷がある。

車 体：メインフレーム、ステップに錆や傷がある。

外 装：カウル、フェンダー、マフラーに錆や傷がある。

■使用状況

平成25年度から令和6年度まで町内の郵便配送用として使用。令和7年度以降、屋内にて保管しており、その後は使用していない。

（２）原動機付自転車B

■物件情報

□メーカー：ホンダ（スーパーカブ50プロ）

車体番号：AA07-1003124

型 式：2BH-AA07

走行距離：32,726km

排 気 量：49cc

サ イ ズ：1,860mm（全長）、1,050mm（全高）、720mm（全幅）

車両重量：108kg

■付属品

鍵1本

リアボックス（鍵2本）

■状態（令和7年7月8日時点）

エンジン：正常に作動しているが外観上傷や錆がある。

足 回 り：ホイール、タイヤ、ブレーキ、スイングアーム、チェーン、スプロケットのいずれも作動は良好であるが、一部錆や傷が見られる。

車 体：メインフレーム、ステップ、スタンドに錆がある。

外 装：カウル、フェンダー、マフラーに錆や傷がある。

そ の 他：バッテリー交換が必要。車体左側に一部オイル漏れの箇所あり。

■使用状況

平成30年度から令和5年度まで町内の郵便配送用として使用。令和7年度以降、屋内にて保管しており、その後は使用していない。

（3）原動機付自転車C

■物件情報

□メーカー：ホンダ（スーパーカブ110プロ）

車体番号：JA10-3001858

型 式：EBJ-JA10

走行距離：71,981km

排 気 量：110cc

サ イ ズ：1,900mm（全長）、1,050mm（全高）、720mm（全幅）

車両重量：107kg

■付属品

鍵 1 本

リアボックス（鍵 1 本）

■状態（令和 7 年 7 月 8 日時点）

エンジン：異音あり。外観に傷や錆あり。

足 回 り：フロントフォーク及びリヤショック、ステム、ホイール、タイヤ、ブレーキ、スイングアーム、チェーン、スプロケットのいずれも作動は良好であるが、一部に錆や傷が見られる。

メーター：作動は良好であるが、錆や傷がある。

ミ ラ ー：作動は良好であるが、錆や傷がある。

車 体：メインフレーム、スタンドに錆がある。ステップに削れあり。

外 装：カウル、タンク、フェンダーに錆や傷がある。マフラーにひびあり。

そ の 他：バッテリー交換が必要。

■使用状況

平成 2 5 年度から令和 6 年度まで町内の郵便配送用として使用。令和 7 年度以降、屋内にて保管しており、その後は使用していない。

< 共通事項（原動機付自転車 A ～ C ） >

■下見について

- ・下見会は実施いたしません、事前にご連絡いただければ、個別に物件の下見が可能です。
- ・事前連絡なしで来庁された場合、対応できないことがありますので、ご了承ください。
- ・物件を確認せずに入札に参加された場合は、物件に関するすべての事項を了承したものとみなします。

【担当：多度津町総務課（TEL：0 8 7 7－3 3－1 1 1 0）】

※ 職員が業務時間内に随時対応いたします。

■引渡場所

多度津町役場（香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目 3 番 9 5 号）

■引渡条件

- ・物件は、売却決定後に多度津町が売買代金の納付確認後、2 カ月以内に現況有姿により現地で引き渡します。（「廃車申告受付書（譲渡証明書）」も併せてお渡しします。）
- ・引渡しは、土日祝日を除く平日 8：30～17：15 の間で行います。

■その他

- ・引渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- ・いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品、交換はできません。
- ・売却物件の移送については、落札者の責任のもとに行い、移送に係る費用は落札者負担となります。
- ・「多度津町インターネット公有財産売却ガイドライン」を必ず熟読の上、参加してください。

3 一般競争入札の参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札の参加者となることができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 一般競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (4) 町有財産の売払いに関する事務に従事する多度津町職員
- (5) その他「多度津町インターネット公有財産売却ガイドライン」(以下、ガイドラインという。)の内容について誓約できない者

4 共同入札について

1つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。財産の名義を共有する場合は、共同入札により入札に参加してください。共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決定してください。入札参加申込手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。

5 入札参加申込み

入札参加希望者は、次の期間内にシステムの画面上で必要事項を登録し、参加申込みを行ってください。申込み後、多度津町ホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」といいます)」を印刷し、下記提出書類添付のうえ、多度津町総務課管財契約係に送付してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

○受付期間 令和7年10月31日(金)13時から
令和7年11月17日(月)14時まで

○提出書類 ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(動産用)

・身分確認ができる書類

個人の場合：公的身分証明書（運転免許証等）の写し

法人の場合：商業登記簿謄本（発行が3ヶ月以内のものに限る）

注意事項

- （１）上記の期間内に必要書類の提出がない場合は、入札に参加することはできません。
- （２）共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに多度津町に提出することが必要です。
- （３）共同入札による入札参加申込みをしない場合は、落札物件の名義を共有にすることはできません。

6 入札執行

入札期間	<u>令和7年12月2日（火）</u>	<u>13時から</u>
	<u>令和7年12月9日（火）</u>	<u>13時まで</u>
開札日時	<u>令和7年12月9日（火）</u>	<u>13時から14時まで</u>

7 入札保証金

本入札における入札保証金は、多度津町契約規則（平成17年規則第23号）第11条第3号に基づき免除となります。

8 入札方法

入札書の提出は、売却システム上で入札価格を登録することをもって代えます。

9 入札の際の注意事項

入札期間終了後、多度津町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

10 入札の無効

多度津町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

11 契約締結及び売買代金納付の際の注意事項

- (1) 落札者は落札決定の連絡を受け取った日の翌日から起算して7日以内に売買契約を締結しなければなりません。
- (2) 落札者は契約締結の際に、身分証明書（戸籍法第10条の規定に基づき発行する戸籍に関する証明書で、本籍地の市町村役場で交付されます。）を提出していただく場合があります。
- (3) 落札者は令和7年12月23日（火）14時30分までに売買代金の全額を納めなければなりません。
- (4) 売買契約に要する費用等は、落札者の負担となります。

1 2 引渡しの際の注意事項

売買代金完納の日以降に、売買代金完納時の現状のまま、財産の引渡しまたは発送を行います。引渡しについては、この説明書に記載する保管場所において行い、引渡しに関する一切の費用は落札者の負担とします。

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など多度津町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

1 3 その他

- (1) 今回の町有財産の売払いについては、多度津町契約規則の規定、この案内書の内容及びガイドラインの規定に従って行います。
- (2) 追加の書類の提出等、後日町から指示のあった事項については、すみやかに従ってください。